

航行中、船長が釣り客との会話に夢中になって見張りを行わず漂流船に衝突

概要：A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、釣り客 5 人を乗せ、釣り場に向けて航行中、B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、知人 1 人を乗せ、漂流して釣り中、A 船の右舷船首部が B 船の左舷船首部に衝突した。

A 船は右舷船首外板に擦過傷を生じ、B 船は左舷船首手すりに曲損等を生じた。
死傷者は、いなかった。

A 船（遊漁船）

総トン数：7.3 トン
L r × B × D：12.61m × 3.53m × 1.30m

B 船（プレジャーボート）

総トン数：2.6 トン
L r × B × D：不詳

A 船は、釣り場へ向けて約 7.7 ノットの速力で自動操舵により北西進した

B 船は、釣り場において、機関を停止して漂流し、船首を北から北西方に向けて釣りを行っていた

船長 A は、目視とレーダーによって進路上に他船がないことを確認した

船長 B は、船尾方 500m 付近を航行する A 船を視認し、その動静を観察していたが、**漂流を続けた**



船長 B は、ふだんから漁船などが目前まで接近して避航するのを経験していたので、**A 船がいずれ避航するものと思っていた**

船長 A は、操舵室内に入って来た釣り客と話をしているうちに、**会話に夢中になって見張りを行っていなかった**

船長 B は、A 船が針路を変えずに 50m 付近まで接近したので、慌てて機関を始動し、右舵一杯として全速力後進を掛けた



天気晴れ、風力 3、北西の風、視界良好 波高約 1m、北西からの波

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・航行中は、**常時適切な見張り**を行うこと。
- ・漂流中、接近する他船に対して見張りを行い、**必要に応じて衝突を避けるための動作**をとること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 27 (2015) 年 4 月 23 日公表)
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acc/2015/keibi2015-4-2_2014sd0086.pdf